

高知県行政書士会会長 様

高知県商工労働部長
(公 印 省 略)

高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止）の申請受付開始について（依頼）

平素より県行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、申請受付をしております高知県営業時間短縮要請協力金（第 3 期）や、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金及び新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金の給付事務に関して、売上高の証明事務等にご協力いただいております、重ねてお礼申し上げます。

さて、高知県営業時間短縮要請協力金につきましては、8 月 27 日から 9 月 12 日までまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、高知市内の飲食店等の事業者に関し、措置期間中は支給単価を引き上げて協力金を支給することといたしました。

この協力金につきましては、令和 3 年 9 月 1 日（水）から申請受付を開始することとしており、別添資料のとおり各報道機関へ情報提供を行ったところです。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮ですが、関係事業者に対して、申請受付が開始される旨を周知していただきますとともに、事業者からのお問い合わせや売上高の証明事務等の対応について引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

記

○申請受付期間

早期給付申請（※）

令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 9 月 12 日（日）まで

※簡易申請により、協力金の一部を早期給付する制度です。詳細は報道資料をご覧ください。

本申請（残金給付申請）

令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 11 月 1 日（月）まで

お問い合わせ先

高知県商工労働部経営支援課 谷脇、小澤、西岡

電話番号 088-823-9837

令和3年8月31日

県政記者クラブ 各位

経営支援課長

「まん延防止等重点措置」の適用に係る協力金の申請受付開始について

8月27日から9月12日まで「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、高知市内の飲食店等の皆さまへ、営業時間の短縮や酒類の提供停止などを要請させていただいたところです。

この要請に全日ご協力いただいた飲食店等には、協力金を支給することとしていますが、この度、下記の日程で申請受付を開始しますので、お知らせします。

記

1 申請受付期間

早期給付申請（※協力金の一部を早期給付）

令和3年9月1日（水）から令和3年9月12日（日）まで

本申請（残金給付申請）

令和3年9月1日（水）から令和3年11月1日（月）まで

2 支給時期

早期給付申請分は令和3年9月上旬から、本申請分は令和3年9月中旬から順次開始します。

※提出書類に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。支給までに時間を要することがあります。

※審査状況により、本申請（残金給付申請）分と一括での支給となる場合があります。

3 その他

申請手続き等について、詳しくは別添の参考資料1～3をご確認ください。

（問い合わせ先）

高知県商工労働部経営支援課 谷脇・小澤・西岡

TEL：088-823-9837 / FAX：088-823-9138

高知県営業時間短縮要請協力金

(まん延防止：8/27～9/12要請分)

申請書の作り 参考資料 1

STEP 1. 申請書類を入手

【入手先】

- 1 県庁ホームページから印刷又はダウンロード
- 2 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- 3 県税事務所（中央東、中央西のみ）で受け取る
- 4 高知市役所で受け取る

※住所等は、「申請等要項 別表 4」を参照

STEP 3. 申請書類の提出

※感染防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

①郵送

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。（送料は申請者負担）

【送付先】〒780-8570 高知県庁「高知県営業時間短縮要請協力金申請受付係」 行

県庁ホームページから申請してください。

申請受付期間

令和3年9月1日(水)

～令和3年11月1日(月)※当日消印有効

※給付額（一部）の早期給付の申請は

令和3年9月12日(日) ※当日消印有効

STEP 2. 申請書類の作成

※第1期・第2期（5/26～6/20）又は第3期（8/21～8/26）の協力金を申請済みの場合は、申請書類の一部の提出が不要になります（詳細は「申請等要項 別表 3」を参照）。

【①記入する書類】※給付額（一部）の早期給付が可能です。

- 協力金支給申請書（様式1）及び様式3-1 又は 様式3-2
- 早期給付申請書（様式2）※早期給付の申請をされる方のみ
- 売上高の証明申請書（様式4-1 又は 様式4-2）

※認定経営革新等支援機関等（税理士・金融機関、商工会・商工会議所等）の証明を受けただけに限りません。ただし、中小企業等において、支給単価を下限額である3万円以下申請する場合は、提出不要です。

- 早期給付に係る誓約書（様式5）※早期給付の申請をされる方のみ
- 誓約書（様式6）

【②添付する書類】

- 営業活動を行っていることが分かる書類
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
- 本人（法人の場合は法人代表者） 確認書類
- 営業時間短縮（休業含む）及び酒類の提供停止の状況が分かる書類
- 新型コロナウイルス感染症対策の業種別ガイドラインを遵守していることが分かる書類
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

STEP 4. 入金

9月中旬以降、 口座に振込予定

※早期給付申請については、

9月上旬以降、振込予定

※審査の結果、不支給となる場合があります。

【お問い合わせ先】

高知県営業時間短縮要請協力金
申請手続相談窓口（コールセンター）

TEL：088-823-9809

受付時間：午前9時から午後5時まで
（土日、祝日含む全日）

※お住まいの市町村ではなく、こちらにお問い合わせください。

早期給付申請等について

早期給付制度

令和3年8月27日から9月12日までの全期間を通じて、営業時間の短縮等にご協力いただける高知市内の事業者のうち、希望される方に協力金の一部を早期給付します。

早期給付対象者	令和3年度に実施した高知県の協力金の受給実績がある事業者（大企業を除く）
早期給付額	1店舗当たり一律24万円（3万円×8日分） ※高知市内の店舗に限る
申請受付期間	令和3年9月1日（水）から9月12日（日）まで
早期給付時期	令和3年9月上旬（※）から順次給付

※提出書類に不備等がある場合は、訂正や再提出が必要となり、給付に時間を要することがありますので、ご了承ください。審査状況により、本申請分（残金給付申請分）と一括での支給となる場合があります。

早期給付申請の流れ

STEP. 1 早期給付の申請書類を作成・提出

協力金支給申請書（様式1）、早期給付申請書（様式2）及び早期給付に係る誓約書（様式5）の3つの申請書類を作成・提出してください。

※営業許可証・本人確認書類・通帳の写しについては、前回（5/26～6/20）の協力金の申請内容から変更があった場合は、提出してください。

STEP. 2 早期給付分の振込

9月上旬から順次、指定の口座に早期給付分の振込を行います。

STEP. 3 本申請（残金給付申請）の申請書類を作成・提出

別途、売上高方式で必ず本申請を行ってください。

※本申請を行わなかった場合は、早期給付分を返還していただきます。

STEP. 4 残金給付分の振込

本申請の審査完了後に順次、指定の口座に残金給付分の振込を行います。

通常の協力金とまん延防止協力金との比較

参考資料 3

通常の協力金
(8/21~8/26)

まん延防止協力金
(8/27~9/12)

酒類の提供

午後7時まで可

終日停止

1日当たりの
支給単価

当月売上高÷営業日数×0.3
2.5万円~7.5万円

当月売上高÷暦日数×0.4
3.0万円~10.0万円

支給日数

要請にご協力いただいた日数
(定休日を除く)

要請期間の全日数
(定休日を含む)

支給要件等

- ・協力していない日があれば、その日を
除いて支給
- ・要請に応じなくても罰則はなし

- ・要請期間の全ての日において、要請
にご協力いただくことが要件
- ・要請に応じない場合、20万円以下の
過料を科すことが可能